

《 みんなで支え合う 》

国民健康保険

中津市健康福祉部 保険年金課 令和8年3月発行

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して
病院にかかることができるように、みんなで助け合う制度です。
加入手続きや喪失手続きは早めに行いましょう。



ほっぴい

大分県国民健康保険団体連合会マスコット

【お問合せ先】 保険年金課 国民健康保険係 TEL0979-62-9067（直通）

来年度から国保税に「子ども・子育て支援金分」が導入されます

【制度の概要】

国は少子化対策を抜本的に強化するため、令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」を導入します。この制度は、全ての公的医療保険（国民健康保険や職場の健康保険など）の加入者が拠出し合い、社会全体で子育て世帯を支える新しい仕組みです。集められた支援金は児童手当の拡充や妊産婦への支援、保育サービスの充実などに充てられます。

【賦課方法】

これまでの国民健康保険税と併せて三方式（所得割・均等割・平等割）で賦課されます。

ただし、子育て支援が目的のため、高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前）の被保険者については、「子ども・子育て支援金分」の均等割が全額軽減されます。

【子ども・子育て支援金分の金額の目安】

こども家庭庁の資料に掲載されている金額の目安です。年々上昇する見込みとなっています。

	令和8年度試算	令和9年度見込	令和10年度見込
国保加入者一人当たりの平均月額	200円	300円	400円

【制度に関する詳細の確認方法】

本制度は国が決定した全国一律の制度です。制度の趣旨や内容に関する詳細・最新の情報、よくあるご質問（Q&A）については右記2次元コードからこども家庭庁公式ホームページ「子ども・子育て支援金について」をご確認ください。



国民健康保険の取得や喪失の届け出は忘れずに

マイナ保険証を基本とする仕組みとなりましたが、健康保険資格の取得や喪失など、資格に変更があった場合は引き続き届け出が必要です。

【資格取得】

事 由	必要なもの
職場の健康保険（社会保険等）をやめたとき	健康保険資格喪失証明書（原本）
健康保険の被扶養者からはずれたとき	
他の市区町村から転入してきたとき	住民異動届
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	住民異動届

【資格喪失】

国民健康保険の「資格確認書」は返還が必要です。

事 由	必要なもの
職場の健康保険（社会保険等）に加入したとき	新しく加入した健康保険の資格取得証明書（原本）または「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」
健康保険の被扶養者として加入したとき	
他の市区町村に転出したとき	住民異動届
生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書

市外の学校に通うため、転出をする人へ

国民健康保険に加入している人が修学のため中津市から他の市区町村へ転出をする場合、届け出をすれば特例により引き続き中津市の国民健康保険を使うことができます。

転出手続きの際に、国民健康保険担当課窓口にて、修学のために転出をすることをお知らせください。

《対象となる人》

学校に通うために扶養者のもとを離れて生活する人で、生活費や学費の援助を受けている人

《申請に必要なもの》

- 「在学証明書」、「学生証」、「入学通知書および授業料振込領収書」のいずれか
- 転出される人の「資格確認書」



国民健康保険税の試算について

国民健康保険税の試算をご希望の場合は、必要書類をお持ちのうえ、本庁または支所の窓口までお越しください。

《申請に必要なもの》

- 世帯主及び加入者（予定者を含む）全員分の令和7年中の所得が確認できるもの（例：源泉徴収票や確定申告書の控え等）

※ ただし、世帯主及び加入者（予定者を含む）全員が令和8年1月1日時点で中津市に居住し、令和8年7月以降に試算に来た場合は所得が確認できるものは不要です。

- 身分証明証（免許証等の顔写真付きのもの）

《注意事項》

別世帯の方が代理で申請する場合は、委任状が必要です。



交通事故などにあったとき

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合も、国民健康保険で医療機関にかかることができます。その際は必ず市の国民健康保険担当課に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国民健康保険が使えなくなります。
まずは市の国民健康保険担当課にご相談ください。

《届出に必要なもの》

- 事故証明書（後日でも可）
- 印鑑
- 資格確認書または資格情報のお知らせ
- 身分証明書（免許証等の顔写真付きのもの）



「医療費のお知らせ」の発送回数が変わります

大分県国民健康保険の「医療費のお知らせ」は、発送回数が令和8年度から年4回（6月・9月・12月・3月）に変更となります。

なお、12月発送分には9月診療分までしか掲載されません。確定申告をされる方は、申告に備え、「医療費のお知らせ」とあわせて医療費の領収書を保管してください。

令和6年度特定健康診査の結果をお知らせします

令和6年度は、対象者9,968名※1のうち4,403人※2に受診していただきました。
受診率は44.2%で、前年度より9.8ポイント上昇しました。今回は健診結果を一部ご紹介します。

※1 令和6年4月1日から年間を通して加入中の者 ※2 ※1の中で令和7年3月31日までに特定健診を受診した者

大分県下市町村の特定健康診査受診率(%)

順位	令和5年度	受診率
1	姫島村	69.8
2	国東市	52.6
3	杵築市	51.0
4	竹田市	50.0
5	臼杵市	48.5
6	九重町	46.7
7	由布市	46.5
8	佐伯市	44.7
9	豊後大野市	44.2
10	津久見市	43.9
11	豊後高田市	43.8
12	宇佐市	43.3
13	玖珠町	43.0
14	別府市	36.9
14	日出町	36.9
16	日田市	36.1
17	大分市	34.5
18	中津市	34.4

市町村平均 39.5



順位	令和6年度	受診率
1	姫島村	65.6
2	国東市	53.5
3	杵築市	50.0
4	竹田市	48.6
5	臼杵市	48.0
6	九重町	46.8
7	由布市	46.7
8	佐伯市	45.5
9	中津市	44.2
9	宇佐市	44.2
9	津久見市	44.2
12	豊後大野市	43.6
13	豊後高田市	43.1
14	玖珠町	42.6
15	日出町	41.7
16	別府市	37.0
17	大分市	34.7
18	日田市	33.6

市町村平均 40.1

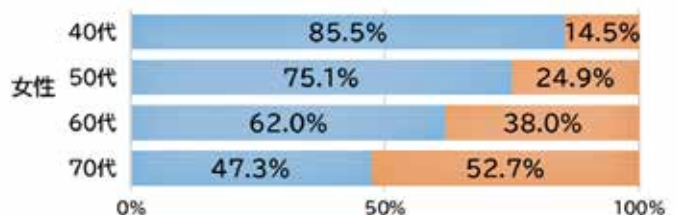
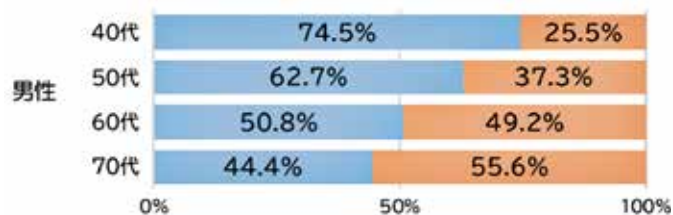
結果からピックアップ

□収縮期血圧(上の血圧)

〈基準値135mmHg未満〉

■ 基準値内

■ 基準値以上

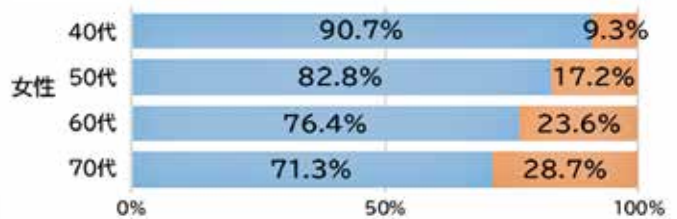


□空腹時血糖値(食後10時間以上)

〈基準値99mg/dl未満〉

■ 基準値内

■ 基準値以上



血圧と空腹時血糖値は、年代が上がるにつれ、基準値以上の方が増える傾向にあります。健診を受けて“日頃の健康づくりの答え合わせ”をし、早いうちから将来の健康に備えましょう。

